

国土交通省北海道開発局小樽開発建設部は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規程により、「国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業」の民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和7年3月19日

国土交通省北海道開発局小樽開発建設部長 遠藤 平

国道5号小樽花園第二電線共同溝
P F I 事業

民間事業者選定結果

令和7年3月19日

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

目次

1	事業概要	1
2	経緯	1
3	事業者選定方法	2
4	第一次審査	3
5	第二次審査	3
6	審査講評	7

1 事業概要

(1) 事業名

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象施設

電線共同溝（道路法第2条第2項の9に定める電線共同溝（道路附属物））

道路（車道、歩道等）

道路附属物（道路照明、道路標識等）

(3) 事業場所

自）北海道小樽市花園3丁目

至）北海道小樽市若松町1丁目

(4) 事業方式及び事業内容

① 事業方式

BTO方式（サービス購入型）

② 事業内容

電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物の調査・設計、工事及び工事監理、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）の維持管理

(5) 事業期間

事業契約締結の日から令和31年3月31日まで（約24年間）

(6) 事業の実施

落札グループの代表企業が、小樽開発建設部と事業契約を締結して本事業を実施する。

2 経緯

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）選定までの主な経緯は次のとおりである。

実施方針及び要求水準書（案）の策定・公表	： 令和6年7月3日
特定事業の選定	： 令和6年8月7日
入札公告	： 令和6年9月24日
第一次審査資料の受付期限	： 令和6年10月25日
第一次審査結果の通知	： 令和6年11月5日
第二次審査資料の受付期限	： 令和6年12月5日

開 札 : 令和 7 年 1 月 17 日
落札者の決定 : 令和 7 年 1 月 20 日

3 事業者選定方法

(1) 事業者選定方法の概要

事業者には、P F I や施設の調査・設計から建設、維持管理までの専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。

また、審査は、参加表明書等を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の資格、実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出し競争参加資格有りの通知を受けた応募者（以下「入札参加者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 事業者選定方法の体制

小樽開発建設部が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道 5 号小樽花園第二電線共同溝 P F I 事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置した。

(3) 有識者等委員会

① 審議事項

有識者等委員会は、本事業の総合評価に関するもののうち、事業者選定基準、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の審査及び評価（第二次審査）等について審議を行った。

② 構成

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

有識者等委員会 委員

石井 吉春	北海道大学公共政策大学院
石田 眞二	北海道科学大学工学部
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科
高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院
富樫 正浩	公認会計士・税理士 富樫正浩事務所

（五十音順、敬称略）

③ 有識者等委員会の開催経緯

有識者等委員会の開催経緯は次のとおりである。

第1回有識者等委員会 令和6年6月24日
第2回有識者等委員会 令和6年7月23日
第3回有識者等委員会 令和6年12月24日

4 第一次審査

(1) 第一次審査の概要

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

① 競争参加資格の審査

応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

(2) 応募状況

令和6年10月25日までに1グループの応募があり、競争参加資格があることが確認され、令和6年11月5日に通知した。参加資格が確認されたグループは(3)のとおりである。

(3) 競争参加資格確認グループ

① エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

代表企業：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

構成員：株式会社菅原測量設計、株式会社開発工営社、株式会社つうけん

5 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

① 事業提案審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容(以下「事業提案」という。)を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

ア 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は欠格とし、それ以外の事業提案は適格とする。

なお、要求水準とは「要求水準書」(入札説明書 添付2)及び「事業者等が付

す保険等」(入札説明書 添付4)に定める要求水準をいう。

イ 事業提案審査

事業提案のうち内容点項目について、その提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で700点満点とし、各内容点項目の詳細は「事業者選定基準」(入札説明書 添付7)で示す。

a 有識者等委員会における得点案作成

有識者等委員会において「事業者選定基準」(入札説明書 添付7)に示す内容点項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、得点案を作成し、小樽開発建設部に提出する。なお、有識者等委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

b 小樽開発建設部による審査結果の決定

小樽開発建設部は、得点案をもとに、内容点を決定する。

② 開札

ア 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

イ 入札価格の点数化方法

入札価格の価格点については、実額での比較を行うこととし、以下の式により算定した点数とする。計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{入札価格の価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}} \times 300 \text{ 点}$$

③ 総合評価

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、①の事業提案審査による提案の内容点及び②の入札価格の価格点を算定し、合計点(以下「総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(2) 事業提案審査

① 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行った結果、4.(3)

に示す応募グループを適格者と判断した。

② 第二次審査ヒアリング

事業提案審査過程において、入札参加者に対して提案内容を確認するため有識者等委員会がヒアリングを実施した。

③ 事業提案審査

事業者選定基準に基づき、有識者等委員会において内容点項目の審査を行った。なお、全ての内容点項目について各委員が採点を行い、有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成した。

小樽開発建設部は、審査結果案をもとに、内容点を決定し、評価の結果として確定した。

④ 得点

各グループの得点（内容点）は、以下のとおりである。

内容点項目	配点	個別評価
		エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社 グループ
1 実施方針及び実施体制	60	34.50
2 資金調達及び収支計画	60	36.25
3 施設整備計画	504	277.88
4 維持管理計画	40	24.00
5 賃上げの実施	35	0.00
6 ワーク・ライフ・バランス 等推進の実施	1	0.00
合計（1～6）	700	372.63

（3）開札及び総合評価

令和7年1月17日に開札を行い、入札価格と予定価格を比較した結果、入札価格が予定価格内であることを確認した。この結果、下表のとおり、「エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ」を落札者として決定した。

入札参加者	内容点 (①)	入札価格 (税込み)	入札価格 ≤ 予定価格	価格点 (②)	総合評価値 (① + ②)	総合 順位
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 グループ	372.63	2,203,713,721	○	300.00	672.63	1

（評価値は小数点以下2桁までの表記）

(4) VFM評価

落札者の提案内容に基づきVFMの評価を行った結果、約 8.11%のVFMがあることが確認された。

項目	値
① P S C (現在価値ベース)	1,765 百万円
② P F I－L C C (現在価値ベース)	1,622 百万円
③ V F M (実額)	143 百万円
④ V F M (割合)	8.11%

6 審査講評

(1) 総評

本事業は、道路の防災性の向上、通行空間の快適性向上、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れることで、効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的として行うものである。

このような要求に対して、以下の応募グループの提案は、基本的な要件を満足しているとともに、企業のノウハウや新技術を活かした優れた提案であった。限られた時間の中で熟度の高い提案をまとめた提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うところである。

提案に関する講評は、次のとおりである。

① エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

本事業の実施方針及び実施体制においては、確実な実施体制及び協働体制、円滑で的確な意思疎通を図る体制が構築されており、施工段階の手戻り最小化や支障移設工事の効率的な実施に関する提案、各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担に対する具体的な提案があった。

資金調達及び収支計画においては、代表企業の自己資金により事業遂行する提案がなされ、十分な自己資金額に加えて、事業資金不足に陥った場合の具体的な資金調達方法も示されるなど、事業を安定的に継続するための資金の確保に関する提案があった。

施設整備計画においては、B I M / C I M や D X 等を用いて施設整備計画の高度化や施工の効率化を図るなど、施工段階の手戻りの最小化や各種工事の最適化による工期短縮・コスト縮減、品質確保・安全確保等に関する具体的な提案があった。また、調整マネジメントについては、地元関係者等との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策について具体的な提案があった。

維持管理計画においては、経験に基づく実効的な維持管理手法や、B I M / C I M の活用による作業効率化など、点検・補修・調整マネジメントにおける具体的な提案があった。

(2) 個別講評 など

① エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

1. 実施方針及び実施体制	1-1 確実な実施体制及び協働体制、円滑で的確な意思疎通を図る体制が構築されており、施工段階の手戻り最小化や支障移設工事の効率的な実施に関する提案など、事業を実施する上での目標及び重視する点について優れていた。 1-2 業務・工事に精通した構成員により事業履行の確実性を高める実施体制となっており、各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担について優れていた。
2. 資金調達及び収支計画	2-1 代表企業の自己資金による事業遂行について、自己資金が十分にあることに加え、事業資金不足に陥った場合の具体的な資金調達方法も提案されており、資金調達計画や事業を安定的に継続するための資金確保・不足時の対応について優れていた。 2-2 グループ内のモニタリング体制について具体的な提案があり、事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策について優れていた。
3. 施設整備計画	3-1 B I M / C I MやD X等の活用により施設整備計画の高度化や施工の効率化を図る提案がなされ、施工段階の手戻りを最小化する調査・設計や各種工事等の工程を最適化する提案について優れていた。 3-2 業務の履行確実性を高める実施体制の構築と経験の蓄積に加え、新技術を用いた精度確認などの提案があり、工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策について優れていた。 3-4 占有面積をコンパクト化する有益な設計の提案や、新技術・新材料の導入による施工性の向上やコスト削減への有益な工夫について優れていた。 3-5 代表企業のワンストップ体制による関係機関調整や支障移設協議の早期着手など、関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策について優れていた。 3-6 工事実施において周辺居住者や店舗等の意向に沿った騒音・振動の低減策の提案など、施工にあたっての生活環境への配慮について優れていた。 3-7 良好な街並みの維持に向けて地域との協働・共創への働きかけなどが提案されており、周辺地域との調和やまちづくりへ

	の貢献について優れていた。
4. 維持管理計画	4-1 経験に基づく実効的な維持管理手法や、管理台帳とB I M／C I Mモデルの連携による作業効率化などが提案されており、維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策について優れていた。
5. 賃上げの実施	5-1 賃上げ実施の表明はなされなかった。
6. ワーク・ライフ・バランス等推進の実施	6-1 ワーク・ライフ・バランス等推進の実施は表明されなかった。

以上